

# 新しい生活様式における感染症予防ガイドライン(6月15日から)

緊急事態宣言解除に伴い、日野市内の小中学校では、6月1日から分散登校が始まり、6月15日より国の基準のレベル1地域を基準として、本格的に学校を再開しました。

学校再開に伴い、新しい生活様式に基づいて学校生活を送るために、日野第一中学校における新たな感染症予防対策ガイドラインを作成しました。

## 1. 基本的な考え方

本ガイドラインは、文部科学省、東京都教育委員会からの学校再開ガイドラインに基づき、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものである。なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がある。

学校再開に当たっては、

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを回避
  - ①換気の悪い密閉空間
  - ②多くの人が密集
  - ③近距離での会話や発声

以上4点の対策を講じるための対応策を示すものである。

## 2. 学校運営について

### (1) 生徒への感染症予防指導

#### ①生徒への指導

生徒に対し、手洗いの徹底（ハンカチ等の持参、登校時や給食前、体育の授業後、昼休みの後、トイレ使用后など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行、免疫力や抵抗力を高めるために必要なこと（十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事）について指導する。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

#### ②登校前の健康観察

生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。（生徒には、健康観察記録表を配付し、毎日記入・提出を求める）。登校前に確認できなかった生徒については、保健室や職員室での検温及び風邪症状の確認をする。

#### ③登校後に体調不良を訴えたとき

登校後に生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室や相談ブース等に移動させるとともに、検温をする。発熱や風邪症状が見られる場合には、1時間以内程度を目安に保護者に迎えを依頼し、

下校させることを原則とする。ただし、保護者の迎えに時間がかかる場合には、保護者と養護教諭等が相談し個別に対応する。

## (2) 教職員等（外部人材含む。）

- ①教職員等は、生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。
- ②校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。

## (3) 校内環境

- ①校内に石けんや消毒用アルコールを設置し、手指衛生を保てる環境を整備する。
- ②適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。換気は、可能な限り授業中も窓やドアを開放し、少なくとも休憩時間毎に教室の窓やドアを開放する。教室の換気設備は常時運転する。
- ③教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行い、環境衛生を良好に保つ。

### ○教室、流し、特別教室

：教員が、清掃時間や授業時間にドアノブやスイッチ、流し等を、消毒液を使用して消毒。

### ○図書室：司書が、昼休み後にテーブルやドアノブ、スイッチ等を、消毒液を使用して消毒。

### ○その他の校舎内の施設（職員室、会議室等）

：スクールサポートスタッフが、出勤後すぐにドアノブやスイッチ、蛇口、電話機、テーブル等を消毒液で消毒。

### ○廊下の手すり等：施設管理員が、勤務中に手すり等を消毒液で消毒。

- ④教室内の机の間隔は、可能な限り広く取り、近接な状況を作らない工夫をする。

## 3. 教育活動上の留意点

### (1) 臨時休校中に不足した学習内容の補習について

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を超えた活動はできるだけ避ける。また、この間実施した臨時休業により、学習の不足が生じている学習内容等については、新学期当初の授業内で補うとともに、必要な教科で放課後の補習を行う。

### (2) 感染症対策に留意した各教科等の指導

- ① 授業中、教員は飛沫防止のためマスクを着用する。
- ② 授業中、生徒はマスクを着用する。

※体育の授業においては、校庭で生徒間の距離が十分に確保できる場合にはマスクの使用は不要とする。また、体育館等においても、喚起を適切に行い、生徒間の距離が十分に確保できる場合には、マスクの使用は不要とする。

③感染症対策を講じてもなお感染のリスクの高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。

(感染リスクの高い活動の例)

- ・各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声を出す活動」
- ・理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・美術における「生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

④体育等の更衣場所の安全管理が難しいため、当面の間はジャージ（体育着）登校とする。ただし、体育の授業がない日や部活動で更衣が必要のない場合などは、各自の判断で制服登校を認める。

⑤共用で使用する教材教具（PC 機器等を含む）を使用する前後には、手洗いを徹底するように指導する。また、一日一回以上は授業担当者が消毒を行う。

#### (4) 学校給食（国ガイドライン別添1のP9）

①生徒全員が給食準備前、片付け終了後に手洗いをするよう徹底する。

②生徒が対面して喫食する形態を避けるため、通常の座席のまま全員正面を向いて食事する。また、会話は控えさせる。 ※食べこぼしは各自で掃除するように指導する。

③給食の配食を行う生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装（白衣、マスク（またはハンカチ等の代替品）の着用等）をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

④配膳の際は、児童生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。また、安全に配膳することを第一優先とするため、給食時間を5分延長し、ゆとりを持って行動させる。

#### (5) 休み時間（国ガイドライン別添1のP4）

①教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

②グラウンド等での活動後、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

③多くの生徒が集まったり（目安として4人以上）、身体接触を伴うような遊びをしたり、近距離で会話をしたり、大声を出したりする言動を控えるように指導する。

④教室の喚起や、生徒の行動等を観察するために、各学年フロアに教員が巡回する。

#### (6) 部活動（国ガイドライン別添1のP9）

①活動日や活動時間は、部活動ガイドライン（上限は平日：4日・2時間以内、土日：1日、3時間以内）に則り実施する。

②更衣は、原則として体育着のまま活動し、生徒が長時間密集した状態を作らない工夫を行う。

更衣をしたら荷物を活動場所に（体育館は舞台上）持っていき、活動後は更衣をせずにそのまま帰宅する。 ※更衣場所は部活動ごとに割り当てる

- ③生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- ④活動内容、共有した用具の消毒、対外試合、発表会等の地域活動の参加等については、文科省やスポーツ庁、東京都教育委員会、日野市教育委員会、各競技の専門部から出された方針を基に、各部の特性に合わせて学校として検討する。また、長い休校期間により体力の低下や熱中症の懸念があるため、活動レベルを段階的に設定する。

#### (7) 生徒会活動

- ①委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間でできるように工夫する。
- ②複数の学年にまたがる行事については、実施方法を検討する。

#### (8) 学校行事等（国ガイドライン別添1のP8）

- ①宿泊を伴う行事や校外での活動は、感染状況等に応じて延期又は中止を検討する。
- ②健康診断は、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。
- ③講演会、避難訓練など生徒が一堂に集まって行う活動は、延期又は中止する。ただし、避難経路の確認については工夫して確実に行う。

#### (9) 保護者会、学校運営連絡協議会等

- ①感染状況に応じて開催の可否を検討する。開催の際には、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。
- ②会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

### 4. 登校の判断（国ガイドライン別添1のP4、5）

#### (1) 医療的ケアが日常的に必要な生徒について

- ①医療的ケアが必要な生徒においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- ②基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ③登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

#### (2) 海外から帰国した児童生徒等について

- ①国や地域を問わず、海外から帰国した生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。これらの場合の出欠の扱いは(1)と同様とする。

#### (3) 感染症の予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

## 5. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処（国ガイドライン別添1のP6）

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

## 6. 年間行事計画等の見直し（国ガイドライン別添1のP7、8）

当面は、本通知に基づき新年度の教育活動を実施するが、計画通り実施ができなかった教育活動等を補うため、年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて検討し、必要な変更を行う。

## 7. 臨時休業等

### （1）児童生徒が感染者した場合

- ①当該生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- ②校長は、所管の関係機関に報告する。
- ③生徒等の感染が判明した場合には、東京都の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について東京都の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。
- ④学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。また、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

### （2）教職員が感染した場合

当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。なお、以降の対応については、「（1）生徒が感染した場合」の②から④までと同様の取扱いとする。

### （3）その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていく。また、臨時休業中の生徒への学習支援として、ICTを活用する方法も有効であり、検討を行う。